

2026年4月1日

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2. 当社の課題

当社は、スプレードライヤを中心とした機械装置の設計・開発を行うエンジニアリング企業である。理工系、とりわけ機械系分野では女性比率が低く、当社においても女性応募者の母数が少ない状況にある。また、管理職層の中心世代における女性社員数が限られていることから、女性管理職比率が短期間で大きく変動しにくい。加えて、育児・介護と仕事を両立しながら働き続けるためには、制度の継続的な周知と職場の理解が重要である。このため当社では、性別に関わらず働きやすい環境を維持・定着させるとともに、両立支援制度の継続的な運用を課題とする。

3. 目標と・実施内容

計画項目(次世代)	目標
① 男性の育児休業取得の促進	男性の育児休業取得者率 50%

〈取り組み予定〉

- ・ 2026 年 4 月～ ・ 育児休業制度および復職支援制度について、社内周知を行う
- ・ 育児と仕事を両立しやすい職場環境づくりに取り組む

計画項目(次世代)	目標
② 法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の把握	フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均 20 時間未満とする。

〈取り組み予定〉

- ・ 2026 年 4 月～ ・ 毎月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の把握し、法定時間外労働及び法定休日労働が多い社員に必要な応じて個別に働きかけをする。

計画項目(女活法)	目標
③ 育児休業からの復職率100%の維持	育児休業からの復職率100%

〈取り組み予定〉

- ・ 2026 年 4 月～ ・ 育児休業制度および復職支援制度について、社内周知を行う
- ・ 復職前面談を実施し、円滑な職場復帰を支援する。

以上